

職場長・評議員のみなさんへ : 職場回覧をお願いします。可能ならば、増し刷りして組合員に配布して下さい。詳細を記述した、県教組新聞人事院勧告特集号は8月下旬に発出の予定です。

発行  
長野県旭町1098  
長野県教職員組合  
HPにもアップしてあります。



FAX号外 職場回覧  
2017人事院勧告速報  
2017-50  
2017. 8. 8

## 4年連続! 給料&ボーナス改善勧告

国家公務員

また霞ヶ関公務員お手盛り 本県の改善にとりくもう

◇月例給は631円(0.15%)の改善!◇

[2016年708円(0.17%)、2015年1,469円(0.36%)、2014年1,090円(0.27%)]

・基本給…456円 ・本府省業務手当…119円

・はね返し分(基本給改定に伴う諸手当アップ分)…56円

●初任給・若年層1,000円、その他400円引上げ(平均0.2%)

◇ボーナス(一時金)0.1カ月分改善→4.3カ月が4.4カ月にUP!◇

[2016年4.2カ月-4.3カ月、2015年4.1カ月-4.2カ月、2014年3.95カ月-4.1カ月]

◇これらにより国家公務員の年収は平均0.75%

5万1000円アップします◇

4年連続の賃上げは高度成長期の1965年度以来52年ぶりしかし、わずか0.15%631円(昨年度は0.17%708円)。うち2割弱の119円は昨年同様、霞ヶ関国家公務員にのみに支給される『本府省業務手当』です。

しかし本府省業務調整手当(霞ヶ関の国家公務員のみ)に手厚い

昨年度の勧告も霞ヶ関に勤務する国家公務員のみが支給対象の「本府省業務手当」が改定額の1/5を占め、2年連続の「霞ヶ関お手盛り勧告」と言わざるをえません。わたしたち地方公務員には無縁の手当であり、昨年度同様、ジャンボはがきなどの行動を通して、長野県独自の給料改善を県人事委員会(勧告予定は10月第3週)に要求していく必要があります(昨年度「本府省業務手当」のアップ分は206円、月例給改定額708円の3割を占めていました)。

55歳以上の現給保障(経過措置)

廃止

「給与制度の総合見直し」で55歳を超える職員の減額支給措置および給料表水準引き下げの際の経過措置(現給保障)は来年3月31日をもって廃止としています。該当する職員の賃金は、実質減額となります。高齢層職員のモチベーション低下は必至です。

長野県人事委員会には、地公労として「給与制度の総合見直し」によって基本給が下げられた「対象者がなくなるまで現給保障の存続」を求めています(7月3日の要求提出)。



・・・その他

◎ 37歳未満、1号俸UP(2018年4月1日～)

● 今年も、定年延長に具体的にふみこまず。再任用の給料UPも検討にとどまる

○ 非常勤職員の勤勉手当相当の支給を各府省に指導

地公労は県人事委員会と県当局に向けて賃上げへのとりくみを展開します!